



2011年7月29日 第2011-23号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】産業政策グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

省エネ診断活用増加傾向示す

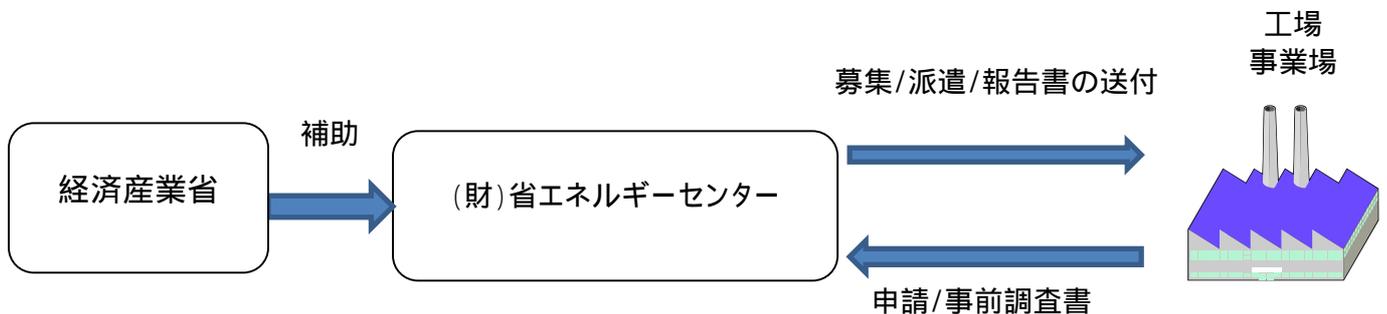
財団法人省エネルギーセンターが実施している無料省エネルギー診断サービスの進捗状況の説明が、中小企業長次長からJAMに直接ありました。

5月にJAMが経済産業省に対して行った電力の節電に関して「**無料省エネルギー診断サービス**」の積極的な活用要請を受けての報告です。

7月までの申請受付による実施採択は、**約400件**となっています。本年度は、**1200件**を見込んでいますので、1/3程の実績です。23年度の予算は4億4千万円です。

これまでは、09～22年の14年間で4200件と、年間300件程度にとどまっていたが、すでに今年度は平均を上回っています。

無料省エネルギー診断事業の仕組み



無料省エネルギー診断サービスは、省エネルギー法で規定している1500kl/年以上の原油換算使用エネルギーの特定事業者である大規模エネルギー管理指定事業場以下の中小規模事業所を対象として実施しています。具体的な対象は、100kl/年～1500kl/年未満です。

(1500kl/年以上のエネルギーを使用している事業所は、届け出とエネルギー管理士を置く義務があります。)判断の目安として、200kW～3,000kW程度の契約電力です。

JAMは、節電対策と恒久的な経費の削減見直しを効果的に実施するために、無料省エネルギー診断サービスの活用を推進していきます。(政策政治委員会で確認)

具体的には、地方JAMおよび業種別部会の労使会議等の場を通じて制度のPRを実施します。

実施事例等についても、実施企業の協力を得ながら紹介をしていきます。

地方JAMに(財)省エネルギーセンターが発行している実施事例集を配布します。

診断の申請は(財)省エネルギーセンターへの直接申し込みになります。必要に応じて、JAM本部がサポートします。(パンフレットの手配、申請要領の確認等)

制度の詳細は、<http://www.eccj.or.jp/shindan/index.html>へアクセスしてください。